

～佐伯市での結婚新生活を応援します～

令和5年度

佐伯市結婚新生活支援事業補助金

結婚して新生活を始める新婚世帯に対して

婚姻に伴う住宅の取得、賃借費用、引っ越し費用、リフォーム費用の一部を補助します。

対象となる世帯

次の①から⑨の要件をすべて満たすこと。

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯。
- ②婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下。
- ③夫婦の令和4年の所得の合計額が500万円未満。（貸与型奨学金を返済している方は、所得から年間返済額を控除します。）
- ④対象となる住宅が佐伯市内にあり、住民登録のうえ居住していること。
- ⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑥過去に、この補助金の交付、又は他の自治体において同趣旨の補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑦補助金の交付を受けた日から1年以上、佐伯市に定住する意思があること。
- ⑧市税の滞納がないこと。
- ⑨暴力団関係者でないこと。

対象となる経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った費用

- ①婚姻に伴う住宅取得費用
- ②婚姻に伴う住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）
- ③婚姻に伴う引越費用（引越業務者または運送業者に支払った費用）
- ④リフォーム費用（住宅機能の維持及び向上を図るために行う住宅の修繕、改築等に要する費用）

補助金額

対象となる経費①から④の費用の30万円を限度とします。

申請期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで。※予算がなくなり次第、受付終了となります。

申請・問い合わせ先

佐伯市役所 地域振興課 ☎（0972）22-4105

対象となる要件や必要な提出書類の確認のため、事前にお問い合わせください。
必要書類・申請手続きについては裏面をご覧ください。

【補助金申請に必要なもの】

共通

- 佐伯市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 戸籍全部事項証明
- 世帯全員の住民票
- 夫婦の所得証明書
- 夫婦の市税の完納証明
- 誓約書（様式第2号）
- 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第3号）

住宅を取得した場合

- 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 住宅取得費の領収書又は支払金額が確認できる書類の写し

住宅を借りた場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 賃料等の領収書又は支払金額が確認できる書類の写し
- 住宅手当支給証明書（様式第4号）

引っ越しをした場合

- 引っ越しに要した費用の領収書の写し（引越業者または運送業者に支払った費用に限ります。）

リフォームを実施した場合

- リフォームの工事請負契約書の写し
- リフォームの領収書または支払金額が確認できる書類の写し

貸与型奨学金を返済している場合

- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（所得証明書で証明された年中に返済した額）

《補助金交付までの流れ》

佐伯市内で新生活スタート。

① 交付申請

補助金交付申請書に必要な書類を添えて申請してください。

（申請期間：令和5年6月1日～令和6年3月31日）

② 書類受理・審査 交付決定通知

市で書類審査を行います。記載内容の不備や必要書類に不足がある場合は再提出をお願いすることがあります。

審査の結果を「補助金交付決定及び交付額の確定通知書」または「補助金不交付決定通知書」により通知します。

③ 請求書提出

補助金交付請求書に必要な事項を記入し、押印のうえ、地域振興課へ提出してください。

④ 補助金交付

請求書の内容を確認し、申請者の口座に振り込みます。

※交付申請時にアンケートを配布しますのでご協力をお願いいたします。